

研究開発型ベンチャー促進に向けた取り組み

平成14年10月30日

経済産業省

目次

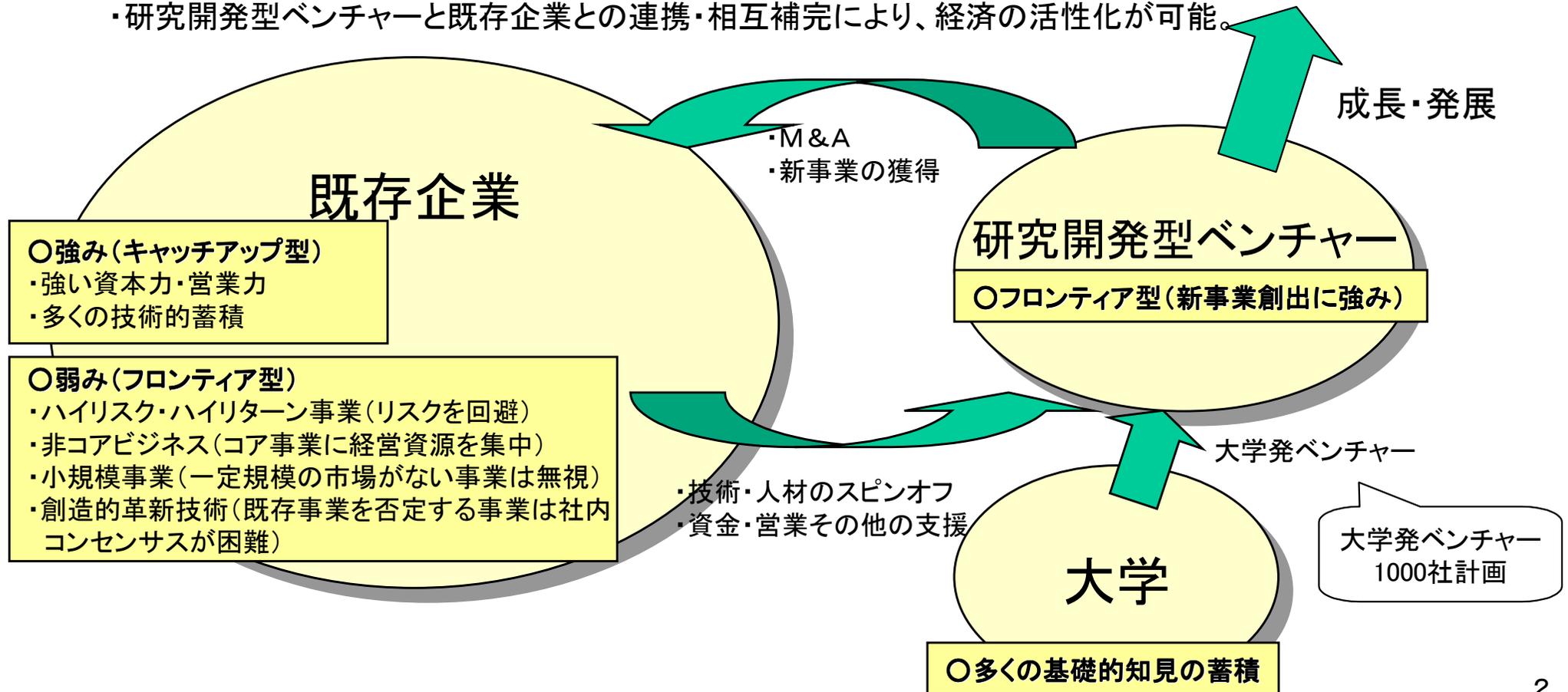
- 研究開発型ベンチャーの創出等を通じたイノベーション促進
- 研究開発型ベンチャー創業・育成にあたっての課題
- 経済産業省における研究開発型ベンチャー促進施策
 - ①研究開発・事業化支援のための予算等
 - － 大学発ベンチャー創出の促進
 - － スピンオフ企業等の事業化支援
 - － 中小企業技術革新(SBIR)制度の概要
 - ②研究開発・ベンチャー支援のための税制
 - － 研究開発促進税制の抜本強化
 - － エンジェル税制の拡充
 - － 中小企業の挑戦を支援するための税制改革
 - ③制度、環境整備、その他

研究開発型ベンチャーの創出等を通じたイノベーション促進

- 我が国の経済の活性化を図るためには、民間企業の技術力強化及び実用化促進を図ることに加え、民間企業や大学等において活用されないまま埋もれている技術シーズを活用して新事業を創出していくことが必要。
- そのためには、研究開発型ベンチャー（企業発ベンチャー、大学発ベンチャー）を通じた創業・事業化の促進が不可欠。

○研究開発型ベンチャーと企業との連携・相互補完

- 大企業など既存企業は、ハイリスクハイリターン型、非コアビジネス、小規模事業の事業化は不得意。
- このような事業については、研究開発型ベンチャーによる事業化が有効。
- 研究開発型ベンチャーと既存企業との連携・相互補完により、経済の活性化が可能。

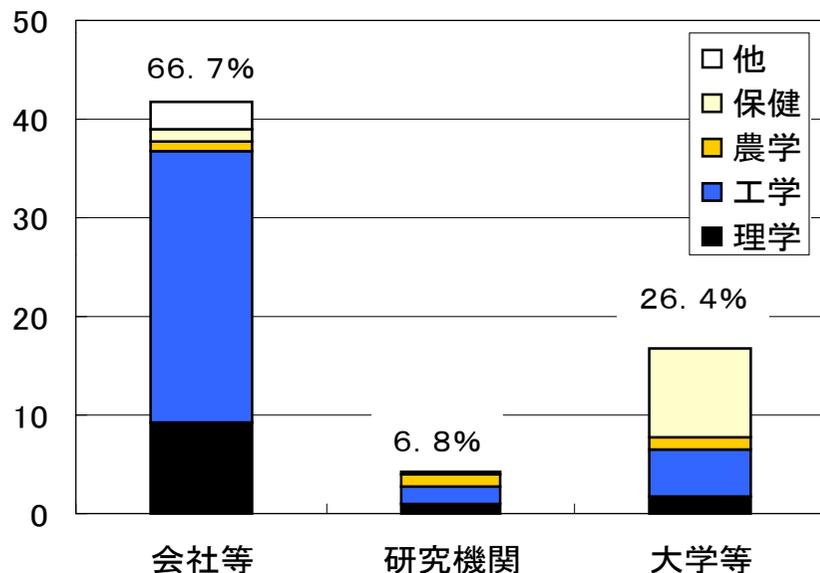


研究開発型ベンチャー創業・育成にあたっての課題

- ベンチャー施策については、これまで優秀な人材の確保、資金調達の円滑化策、技術に対する支援策を中心に展開してきたところ。
- 研究開発型ベンチャーの促進にあたっては、これらの施策と併せて、特に下記の視点からの施策が重要。
 - ①技術の多く存在する大学や企業からの技術等を如何にスピノフをさせるか。
 - ②製品化し収益を得るまでの間に必要な研究開発等の資金を如何に確保するか。

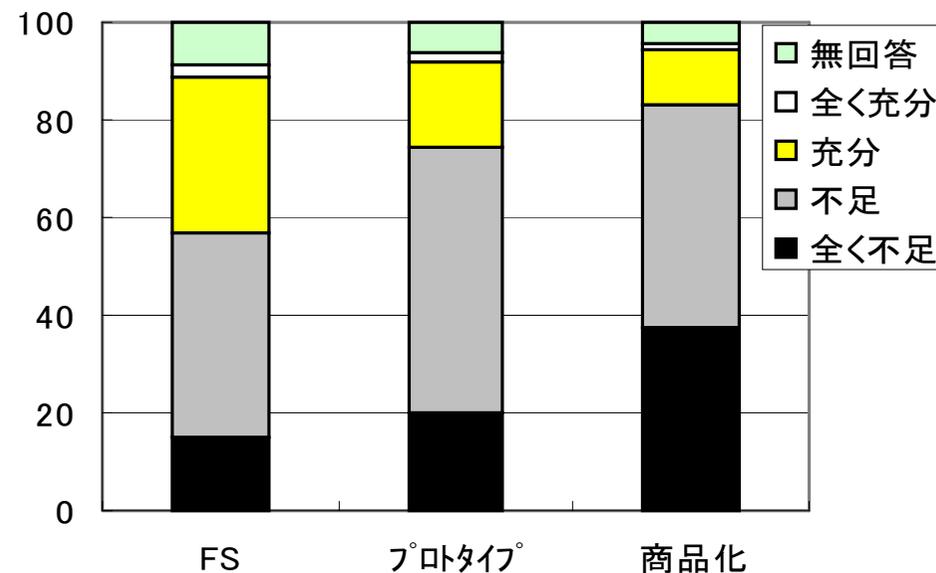
【我が国の研究本務者数】

我が国の研究資源の多くは会社もしくは大学等に属する。



【研究開発型ベンチャーの資金調達の充足度】

研究開発型ベンチャーは研究開発が進むほど(FS→プロトタイプ→商品化)資金が不足する傾向がある。

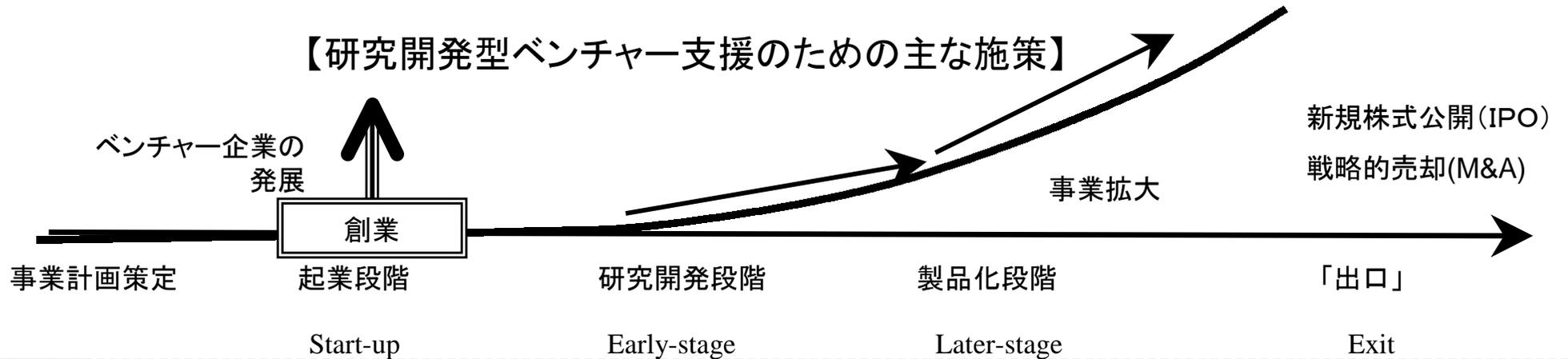


(出典)平成13年科学技術研究調査報告(総務省)
* 研究本務者数(自然科学のみ。フルタイム換算前)

(出典)21世紀におけるハイテクベンチャー企業支援策の在り方に関する調査
(H11.3, 野村総合研究所)

経済産業省における研究開発型ベンチャー促進施策

- このため経済産業省としては、研究開発型ベンチャーの促進を図るべく、技術等のスピノフや研究開発促進の観点も含めて、予算、税制、法律・制度等のあらゆる面から支援すべく施策を進めているところ



	Start-up	Early-stage	Later-stage	Exit
① 予算等(研究開発・事業化支援)		<ul style="list-style-type: none"> ● 大学・企業からのスピノフを支援する研究開発補助金 <ul style="list-style-type: none"> ● SBIR制度(研究開発補助金、事業化支援等) ● 直接金融の促進(事業者・投資事業組合への出資、社債引受・保証等) ● 間接金融の円滑化(公的融資、債務保証等) 		
② 税制(研究開発・ベンチャー支援)	<ul style="list-style-type: none"> ● 創業促進税制 	<ul style="list-style-type: none"> ● 研究開発促進税制(増加試験研究税制、中小企業技術基盤強化税制) ● 中小企業支援税制(欠損金繰り越し、留保金課税の撤廃 等) 		
③ 制度・環境整備その他	<ul style="list-style-type: none"> ● 組織設立の容易化(最低資本金免除、企業組合要件の緩和等) ● 人材育成(起業家教育、支援人材の育成、起業家精神の涵養等) ● 支援フレームの整備(情報提供とマッチング、インキュベーション施設整備等) ● 失敗時のリスク軽減 ● 産学連携関連制度(TLO設置、兼業規制緩和等) 	<ul style="list-style-type: none"> ● スtockオプション制度の創設 		

※施策の中には複数のステージにまたがって実施されるものもあるが、ここでは代表的なステージで整理

①研究開発・事業化支援のための予算等

- 研究開発型ベンチャーを促進するためには、スピノフ後の研究開発資金を提供することにより、スピノフへのインセンティブを与えるととも、その後の研究開発活動の円滑化を図ることが必要。
- また、ベンチャーを含む中小企業の十分な研究資金を確保すべく、SBIR制度として、中小企業向けの国等の研究開発予算を拡大し、事業化まで一体として支援するととも、ベンチャー向けの各種財政・金融措置に取り組んでいるところ。

大学・企業からのスピノフを支援する研究開発補助金

- 大学発ベンチャーに対する研究開発支援
 - 大学発事業創出実用化研究開発事業
 - 42億円の内数(22億円)
- スピノフベンチャーに対する研究開発支援
 - 産業技術実用化補助事業
 - 84億円の内数(62億円)

中小企業技術革新(SBIR)制度 (新事業創出促進法(平成10年))

- SBIRの仕組み
 - 中小企業に対する研究開発予算の支出の機会が増大
 - 対象となる研究開発補助金の指定
 - 目標額の設定(平成14年度は250億円)
- 
- 「特定補助金による成果」の事業化支援
 - 中小企業信用保険法の特例等の支援措置

ベンチャー向け出融資制度等(例)

- 出資
 - 事業者に対する出資(中小企業投資育成株式会社等)
 - ベンチャーファンド(特定投資事業組合)に対する出資
- その他
 - 融資(日本政策投資銀行、中小企業金融公庫等)
 - 社債引受・保証(信用保証協会等)

＜大学発ベンチャー創出の推進＞

今年度からスタートした「大学発ベンチャー3年1000社計画」について、TLOを積極的に活用した大学研究成果の産業界への移転や起業家・経営人材の育成等を通じ、大学発ベンチャーの積極的推進を図る(平成15年度は大学発ベンチャー関連予算として、省内全体で606億円(前年度476億円)を要求中)。

大学発ベンチャー3年1000社計画※

(平沼プラン:平成13年5月)

- 大学発ベンチャー企業を3年間で1000社にすることを目標に、...「学」から「産」への技術移転戦略の構築を急ぐ。

現状(大学発ベンチャーの数)

- 263社(平成13年12月)
- 453社(平成14年8月)

基本方針2002(平成14年6月)

- 文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や企業家育成(インキュベーション)事業の充実等により「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する(平成14年度以降3ヶ年)。

TLO(技術移転機関)について

【概要】

平成10年に大学等技術移転促進法(TLO法)が施行されて以降、TLOの設置が進み、現在、同法に基づく承認を受けたTLO(承認TLO)は全国で27機関。

【予算措置】

- TLO(技術移転機関)の整備促進 12億円(2.5億円)
→承認TLOに対して補助金(補助率:2/3)を交付
- 大学発事業創出実用化研究開発事業 42億円(22.2億円)
→TLOを介した産学実用化共同研究に対する補助(補助率:2/3)
- 大学発ベンチャー経営等支援事業 1.5億円(1.5億円)
→大学発ベンチャーの創業支援を行うTLOに対し、法務・財務・経営の専門家を派遣

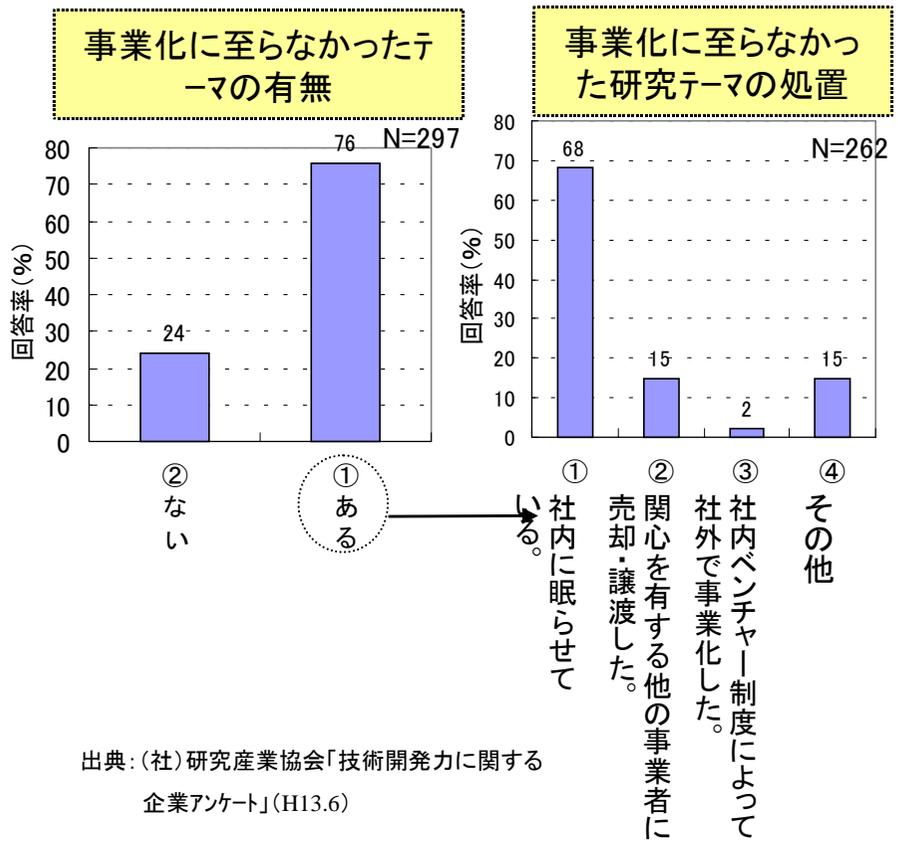
【今後】

平成15年度以降、各大学で設置が予定されている知財本部と十分連携を図り、大学研究成果の技術移転を更に推進する。
起業家・経営人材の育成

- 起業家育成プログラム導入促進事業 3.1億円(1.2億円)
→産学連携により、大学発ベンチャーを起こす起業家や経営を担う人材(技術経営人材)の育成に必要なカリキュラム開発、ケース開発等を実施

＜スピノフ企業等の事業化支援＞

- 民間の大企業には、見込める市場規模が小さい、コア事業とは異なる等の理由により活用されていない「塩漬け」技術シーズが多く存在。
- このような技術シーズの有効活用を図るためには、大企業だけではなく、ベンチャー企業を活用することが有効。このため、現行の産業技術実用化補助事業の対象に、スピノフ企業を追加し、制度の拡充を図る。

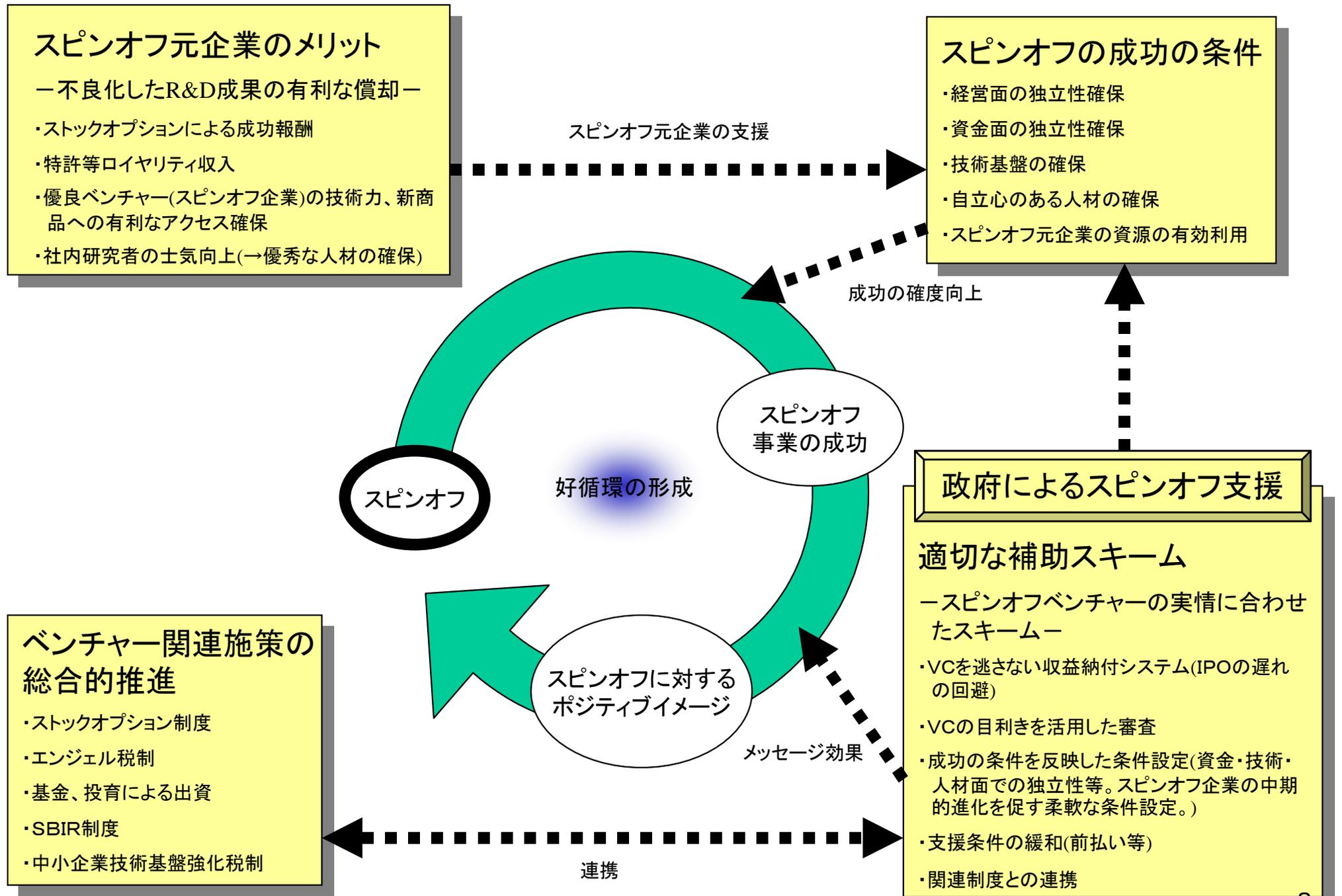


出典: (社)研究産業協会「技術開発力に関する企業アンケート」(H13.6)

- **産業技術実用化開発補助事業 84億円(62億円)**
 - 実用化に向けた実証化段階の研究開発に対する提案公募型の研究助成を、スピノフ企業等を対象として大幅拡充することにより、民間企業や大学等における未利用の技術シーズの事業化、新市場の創出を促進する。
 - 補助率

<p>＜現行制度＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/2 -通常案件 ・2/3 -大学発ベンチャー案件 -産学官連携案件 	<p>＜15年度要求＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1/2 -通常案件 ・2/3 -スピノフ案件 -大学発ベンチャー案件 -産学官連携案件
---	---

(参考) スピンオフ振興の好循環形成



< 中小企業技術革新(SBIR)制度の概要 >

- 中小企業技術革新制度(SBIR制度)は、「新事業創出促進法」に基づき、技術開発力を有する中小企業を活性化し、独自性を有する事業活動を支援する制度。
- 具体的には、関係省庁が連携し、国等の研究開発予算の中小企業者等への支出の機会の増大を図るとともに、その事業化までを一貫して支援する。

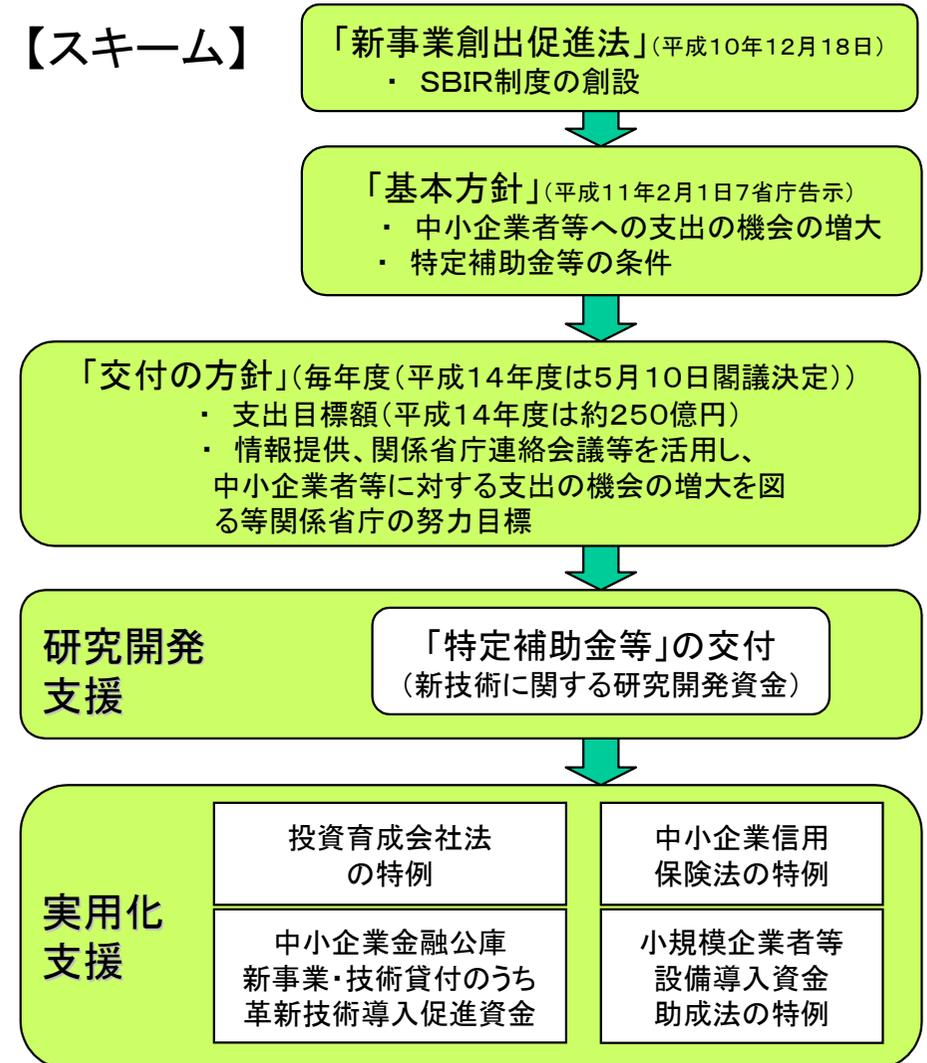
1. 研究開発予算の中小企業者等への支出の機会の増大

- (1) 対象となる研究開発予算
国や特殊法人の研究開発予算の中から、「基本方針」に照らして適切な研究開発委託費や補助金等(「特定補助金等」として指定されたもの。
- (2) 特定補助金等の中小企業者等への支出の目標額等の策定
毎年度、特定補助金等の交付に関する支出の目標等の方針を閣議決定する。(平成14年度の目標額は約250億円)
- (3) 特定補助金等による多様な技術開発支援
対象分野は多岐にわたり、フィージビリティ・スタディ段階から研究開発段階まで、幅広く支援。

2. 特定補助金等により行った研究開発成果の事業化支援

- (1) 対象者
特定補助金等の交付を受けた中小企業者(「特定中小企業者」)及び特定補助金等の交付を受けた事業を営んでいない個人
- (2) 事業化のための支援措置
特定補助金等により研究開発した成果を利用した事業活動を行う場合に、以下の事業化支援措置の特例等が受けられる。
 - ① 中小企業信用保険法の特例
 - ② 中小企業投資育成株式会社法の特例
 - ③ 小規模企業者等設備導入資金助成法の特例
 - ④ 中小企業金融公庫の特別貸付制度

【スキーム】



※関係府省による一層積極的な活用を促すため、本年9月、各省での統一的運用のための指針を公表。

また、SBIRを通じて開発された製品の利用促進を図るため、本年12月頃「SBIRに係る成果事例集」(仮称)を作成予定。

②研究開発・ベンチャー支援のための税制

- 研究開発型ベンチャーを含む民間企業の研究開発活動の活性化を図るため、研究開発促進税制の抜本強化を要求しているところ。
- また、ベンチャー企業に対する直接金融促進のためのエンジェル税制の拡充や、創業・経営革新に取り組む中小・ベンチャー企業を支援するための税制改革についても、要求中。

研究開発促進税制の抜本見直し

- 研究開発促進税制の抜本強化
 - 中小・ベンチャー企業を含め、産業全体の研究開発機能の底上げを図る観点から、研究開発促進税制を抜本強化を要求中。
- 内容
 - 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設
 - 産学連携特別試験研究税額控除制度
 - 新規に取得した試験研究用設備の即時償却制度の創設
 - 中小企業技術基盤強化税制の拡充

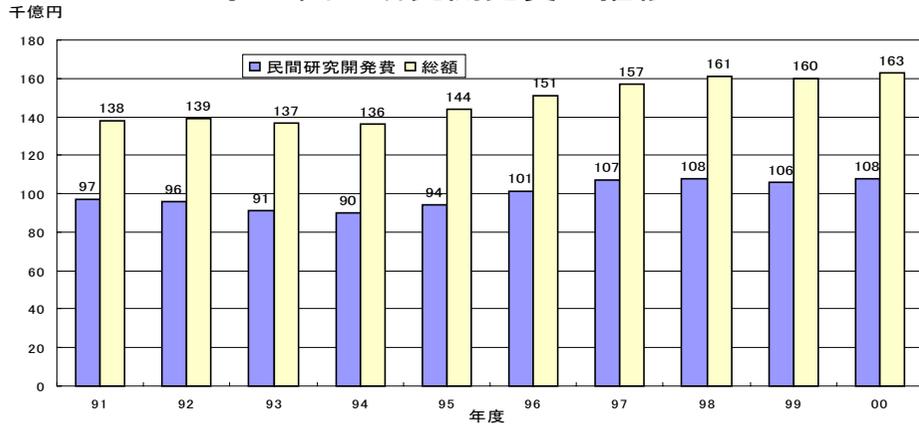
創業支援税制・中小企業支援税制

- 創業支援税制の拡充
 - エンジェルによるベンチャー企業に対する投資額の20%の税額控除を行う制度を創設するとともに、適用要件について所要の見直しを行うことを要求中。
- 中小企業の挑戦を支援する税制改革
 - 欠損金に係る特例措置（繰越期間・繰戻還付）の拡充
 - 赤字になったり、資金に苦しみながらも、リスクを乗り越え、創業や経営革新に取り組む中小・ベンチャー企業を支援。
 - その他留保金課税の撤廃等を要求中。

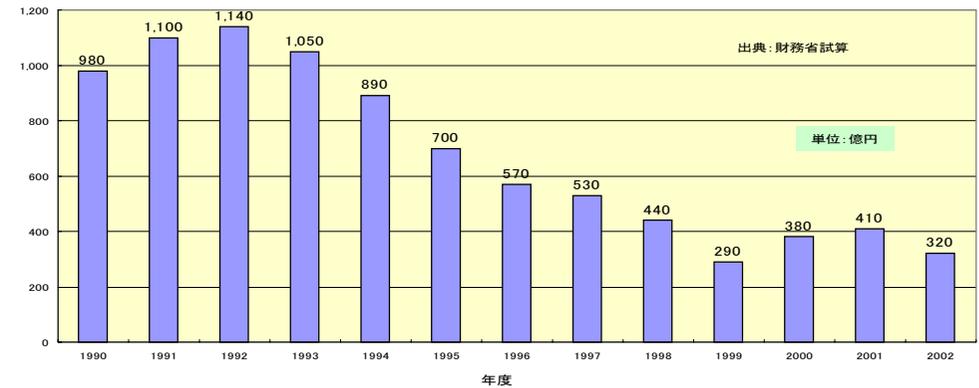
< 研究開発関連税制の抜本強化① >

- 我が国としては、経済活力の回復に向けて、民間企業の研究開発投資の増加を加速化させるような研究開発税制の抜本強化が必要。
- 試験研究費の「増加額」を基準とした現行の税額控除制度を見直し、「試験研究費総額」を基準とした税額控除制度を創設し、試験研究費総額の一定割合（10%相当額）の税額控除制度の創設を要求。

我が国の研究開発費の推移

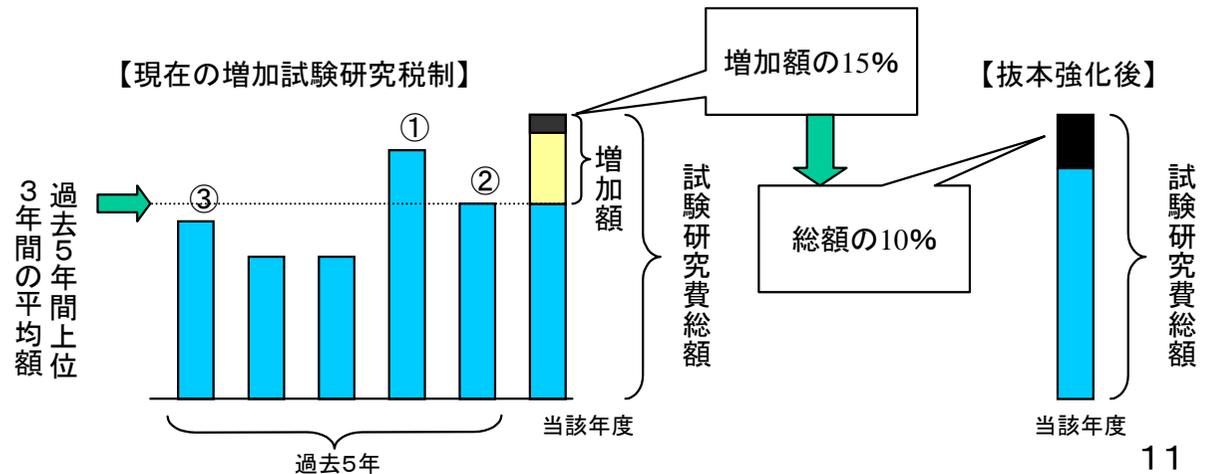
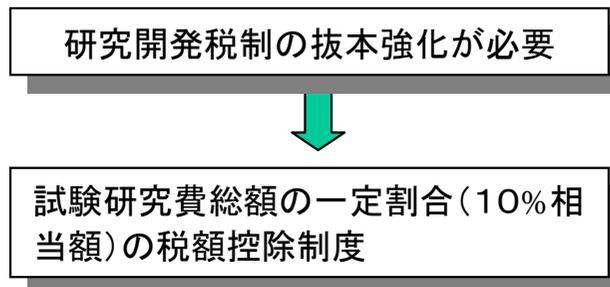


増加試験研究税制等税額控除額推移



民間研究開発投資の低迷

増加試験研究費税制の効果の低減



<研究開発関連税制の抜本強化②>

- さらに、産業全体の研究開発機能の底上げを図るべく、産学共同研究や大学等の委託研究に関する更なる税額控除制度、新規に取得した試験研究用設備の即時償却制度の創設、中小企業向けの税額控除制度の拡充を要求中。

産学官連携推進特別試験研究税額控除制度

- 税額控除率
 - 民間企業が、産学官連携により共同研究又は委託研究として支出した経費の15%相当額
- 対象機関
 - 公的試験研究機関、国内大学等

試験研究用に供する償却資産を取得した場合の即時償却制度

- 償却限度額
 - 試験研究用に供するため新規に取得した償却資産取得額の全額を償却費として損金に算入可能
- 繰越制度
 - 未償却分については、繰越可能とする

中小企業技術基盤強化税制の拡充

- 税額控除率
 - 研究開発を行う個人または資本金1億円以下の法人等の試験研究費の一定割合(現行10%)としている控除率の引き上げ

<エンジェル税制の拡充>

- 我が現行のエンジェル税制による優遇措置は株式譲渡益の圧縮課税と株式譲渡損の繰越（3年間）であり、投資の結果に対する優遇措置であり、投資誘発効果に乏しく1997年の制度創設以来、利用件数・投資額ともに少ない。
- このため、個人投資家がベンチャー企業等へ投資するインセンティブを増すような制度への拡充及び、対象となるベンチャー企業等の要件を緩和することにより、個人投資家によるベンチャー企業等への投資の増大を図る

(1) 現行制度

個人がベンチャー企業に対して投資した結果、譲渡益が発生した場合には、利益を1/4に圧縮し、譲渡損失が発生した場合には、当該損失を3年間繰り越して他の株式譲渡益と通算を認める。

[現行のエンジェル税制の適用状況: 確認書交付企業数: 16社、確認書交付エンジェル数: 246件]

(2) 改正案

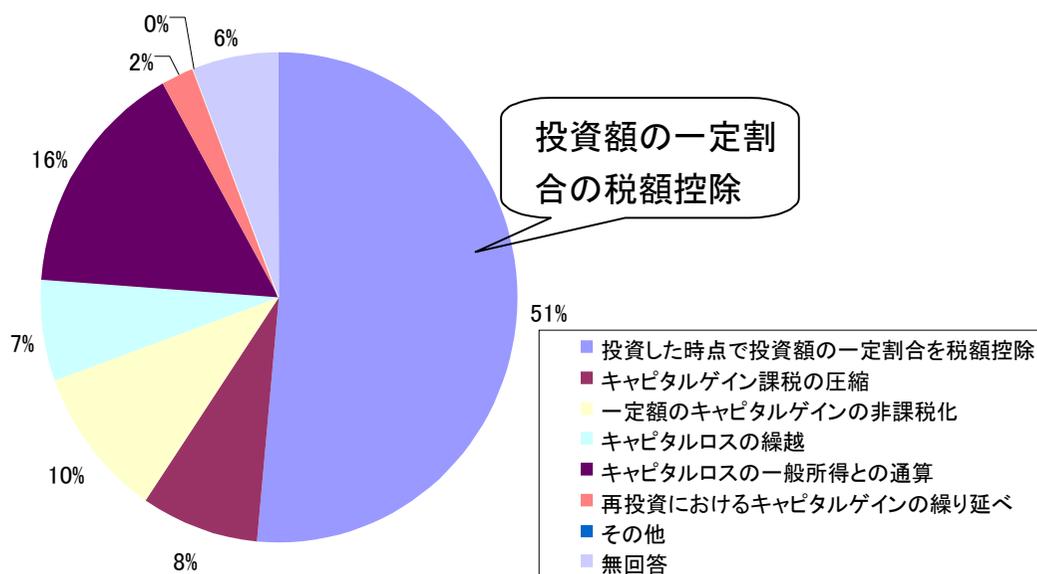
エンジェルによるベンチャー企業に対する投資額の20%の税額控除を行う制度を創設するとともに、適用要件について所要の見直しを行う。

【参考】英国のエンジェル税制

適格未公開株式に投資した場合、投資額の20%を税額控除。これにより、個人のベンチャー企業に対する投資が大幅に拡大。

[投資額: 7億円(93年)→1,190億円(2000年)]

求められている税制措置の内容



出典)エンジェルの実態把握調査 平成14年7月 経済産業省
日本エンジェルズフォーラム参加101名からの回答

＜中小企業の挑戦を支援するための税制改革＞

- 赤字になったり、資金繰りに苦しみながらも、リスクを乗り越え、創業や経営革新に取り組む中小・ベンチャー企業を支援するため、欠損金の繰越期間や繰戻し還付に係る特例措置を拡充。
- また、資金調達環境が悪化する中で、中小・ベンチャー企業等が将来の投資に備えた内部留保を支援するため留保金課税を撤廃。

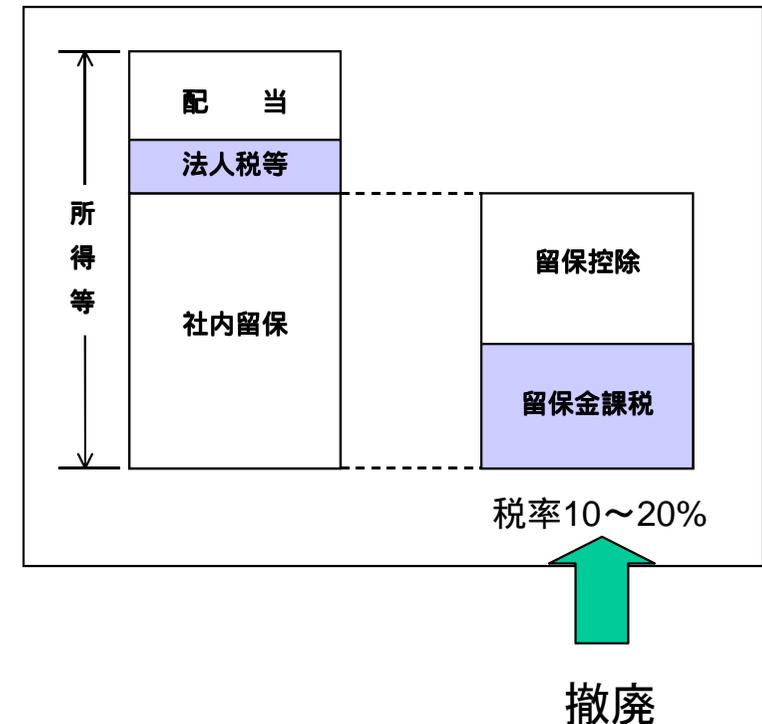
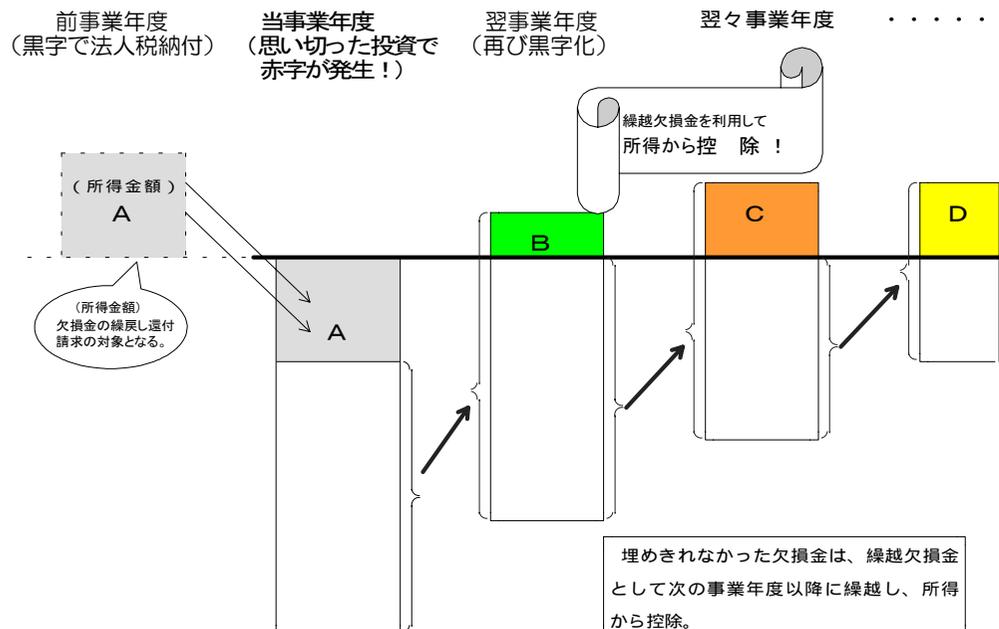
欠損金に係る特例措置

- 中小企業について、欠損金の1年間繰戻し還付を認める。
- 中小企業について、欠損金の繰越期間を5年から7年に延長する。
- 創造法の認定事業者については、欠損金の繰越期間を10年に延長するとともに、1年間の繰り戻し還付を認める。

留保金課税の撤廃

- 新たな設備投資や研究開発等に必要な内部留保金の充実のため、同族会社に対して通常の法人税のほか、一定額を超える留保に対して追加的な課税を行う留保金課税を撤廃

欠損金の繰越し及び還付の仕組み



ベンチャー促進に係る制度・環境整備

- ベンチャー促進のためには、その創出を阻害する制度の改革に加え、意識改革・起業家教育や支援機能の充実等の環境整備が重要。このため、これまで産学官連携等に係る制度改革を進めるとともに、起業家や支援人材等の教育・育成や人材マッチング等の支援フレームの整備について今後とも一層取り組む予定。
- また、創業、新事業などの新たな事業活動に挑戦する中小企業等を積極的に支援する制度を拡充するため、本臨時国会に「中小企業挑戦支援法」を提出することとしている。

産学官連携制度の整備

- TLOの設置促進(TLO法:平成10年)
- 大学教官の兼業規制緩和(産業技術力強化法:平成12年)

人材育成と支援フレームの整備

- 起業家精神の涵養
 - 起業家教育促進事業
 - 創業・ベンチャー国民運動
- 支援フレームの実例(人材マッチング)
 - 中小企業・ベンチャー総合支援センター
 - VEC「新規事業サポートプログラム」

失敗時のリスク軽減に係る環境整備

- 破産時の差し押さえ禁止範囲の拡大検討

中小企業挑戦支援法案概要

- 目的
 - 組織面での中小企業の創業、新事業創出を容易にするとともに、資金調達面での資金供給源の拡充を図る。
- 主な内容
 - 最低資本金の特例措置
 - 新事業創出促進法の改正
 - 企業組合要件の緩和
 - 中小企業等協同組合法改正
 - 有限責任組合の投資手法、投資対象の拡大
 - 中小企業等投資事業有限責任組合法の一部改正